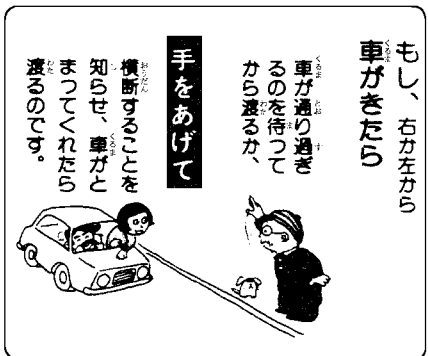
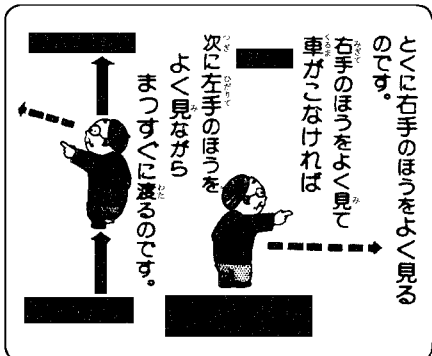
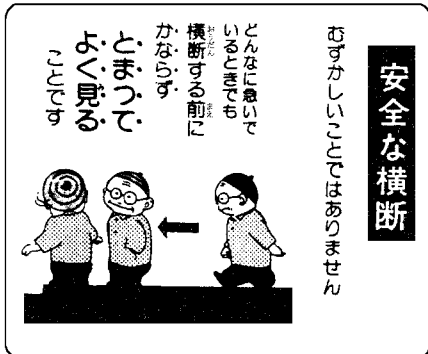


市民課

交通安全教室

最近、おとしよりが道路を横断するときの事故が増えています。

おとしよりであっても、交通のきまりを守って道路を通行しなければ、とても危険です。自分のからだの安全は、自分で守らなくてはなりません。



労働基準法

4月から

変わります

- 一日八時間、一週四十八時間労働制を原則とした労働基準法は、労働時間短縮を主眼とし、週四十時間労働制を原則とする抜本的改正がなされ、昭和六十三年四月一日から施行されます。
- 改正労働基準法の内容は次のとおりです。
- 一、法定労働時間の短縮
 - (一) 週四十時間労働制を本則に定める。
 - (二) 当面の法定労働時間については、週四十時間労働制に可及的速やかに移行するため、労働者の福祉、労働時間短縮の動向その他の事情を考慮し、段階的に短縮されるよう、政令で定める。
 - イ 当面の法定労働時間は週四十六時間(四週五休制に相当)とする。
 - ロ 一定の規模以下、一定の業種の事業については、週四十六時間制への移行に当たり、三年間の猶予期間を設ける。
- 二、変形労働時間制
 - 第三次産業の分野の拡大等の社会経済情勢の変化に対応し、また、労働時間短縮に資するため、労働時間に関する法的規制を弾力化する。
 - イ 一箇月単位の変形労働時間制
 - ロ フレックスタイム制
 - ハ 三箇月単位の変形労働時間制
 - ニ 一週間単位の非定型的変形労働時間制
 - 三、年次有給休暇制度の改善
 - (一) 年次有給休暇の最低付与日数を現行の六日から十日に引き上げる。
 - (二) 規模三百人以下の事業場については、改正法施行後三年間は六日、その後三年間は八日。
 - (三) 所定労働日数が少ない労働者(パートタイム労働者等)に対して、通常の労働者の所定労働日数との比率に応じた年次有給休暇を付与する。
 - (四) 労使協定により、年次有給休暇(五日を超える部分)の計画的付与ができる。

いい旅行は
安心できる
業者で



私たちが旅行をする機会は、週休二日制を実施する企業の増加や、高速道路などの交通網の整備により、年々増加する傾向にあります。

旅行をするときには、旅館・ホテルの予約や飛行機・電車の子約などを旅行業者に申し込むことが多くなります。このような、旅行を斡旋する業者は、消費者保護のため、運輸大臣が都道府県知事の登録を受けていなければなりません。

旅行を計画する時は、安心して楽しい旅行ができるよう登録旅行業者を利用しましょう。また、登録を受けた旅行業者を利用する場合でも、後でキャンセル料などのトラブルがないよう、旅行条件について事前に十分説明を受けましょう。